

事後開示書面

株式会社ピーエイ（以下「分割会社」という。）は、令和6年7月19日付新設分割計画及び令和6年8月14日付新設分割計画変更書に基づき、令和6年9月2日をもって、新設分割の方法によって新たに設立された株式会社ピーエイインカネイト新潟（以下「新設会社」という。）に、当社の地域創生事業本部新潟事業部の事業（以下、「分割事業」という。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下「本件分割」という。）を行ったので、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条並びに会社法第815条第3項第2号の規定に基づき、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

1. 本件分割が効力を生じた日

令和6年9月2日

2. 会社法第805条の2、第806条及び第808条の規定並びに会社法第810条の規定による 手続の経過

(1) 新設分割をやめることの請求手続の経過

本件分割は会社法第805条の規定による簡易分割手続を採用したため、同法第805条の2但書の規定により、株主には本件分割をやめることを請求する権利はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求手続の経過

本件分割は会社法第805条の規定による簡易分割手続を採用したため、反対株主に株式買取請求権はありません。

なお、分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第808条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議手続の経過

本件分割による分割会社から新設会社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法によることから、会社法第810条第1項第2号に定める「新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない新設分割株式会社の債権者」は存在しないため、分割会社は、会社法第810条の規定による手続は行っておりません。

3. 本件分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、令和6年9月2日をもって、新設分割計画の定めに従い、分割事業に関する資産、債務、その他の権利義務を分割会社から承継いたしました。

4. その他本件分割に関する重要な事項

新設会社は、本件分割に際し、普通株式3万株を発行し、その全てを分割会社に交付いたしました。

以上

令和6年9月2日

分割会社 福島県双葉郡楡葉町大字北田字上ノ原27番地95
株式会社ピーエイ
代表取締役 加藤 博敏



会社実印

新設会社 新潟市中央区紫竹山一丁目9番29号
株式会社ピーエイインカネイト新潟
代表取締役 加藤 博敏



会社実印